

令和7年度 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等の基本方針

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条1項）いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さないという姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。そのためには、学校としてあらゆる教育活動において生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという、生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。「いじめを絶対に許さない」という意識のもと、「学校が楽しい」と一人一人が実感できる環境づくりをめざす。いじめの問題と正対し、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応を、全職員で共通実践する。また、本方針については年度当初の学級活動や保護者会等において、十分な説明を行うとともに、関係機関と連携していくものである。

2 いじめの防止等の推進体制

いじめ不登校等対策特別委員会		月初めの火曜日1限目
【学校】		
校長 教頭 学年主任 生徒指導主事 養護教諭 不登校等専任教員 専任補導	特別支援コーディネーター 人権・同和教育担当	
【拡大委員会】		
教育委員会 教育委員会主任指導員 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー	スクールサポーター 那珂川町子育て応援課 生徒指導支援員	
		※事案により柔軟に編成する

3 校内委員会を中心とした年間計画

月	校内委員会	生徒会活動	早期発見	評価
4月	職員会議・研修（気になる生徒の共通理解の研修会を実施） 生徒指導の共通理解（いじめ、不登校等） 体育会の意義と指導方針について	新入生オリエンテーション 体育会リーダー会	月例・いじめアンケート	
5月		体育会 体育会反省 愛校作業	月例・いじめアンケート 学級満足度調査	
6月	教育相談実施 1・2年の学年行事における、学年リーダー育成と思いやりの取り組み	自然教室の事前の取り組み	心の健康アンケート 月例・いじめアンケート（無効） 教育相談	
7月	コミュニティスクール地域清掃の目的について	自然教室の事前の取り組み	月例・いじめアンケート	
8月	職員研修（福岡県いじめ問題総合対策） 家庭訪問の実施	自然教室の事前の取り組み		
9月		自然教室、修学旅行の事前の取り組み	月例・いじめアンケート	
10月	新生徒会・新リーダー選出における基本方針の確認	文化発表会、修学旅行の事前の取り組み	月例・いじめアンケート（無効）	
11月	職員研修（児童生徒の理解について）	新生徒会役員改選 学習コンクール、修学旅行の事前の取り組み	心の健康アンケート 月例・いじめアンケート 学級満足度調査	
12月	教育相談実施	リーダー研修、修学旅行の事前の取り組み	月例・いじめアンケート 教育相談	
1月	コミュニティスクール地域清掃の改善と第2回の取り組みについて	生徒総会学級審議	学級満足度調査 月例・いじめアンケート	
2月	教育相談実施 職員研修（スクールカウンセラーによる講話）	学習コンクール、修学旅行	心の健康アンケート 月例・いじめアンケート（無効） 教育相談	
3月		クラスマッチ 生徒総会	月例・いじめアンケート	

4 いじめの重大事態の対処

